

第十九号議案

江戸川区発達相談・支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区発達相談・支援センターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区発達相談・支援センターの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区発達相談・支援センター	名称	所在地	指定	指定の期間
			管理者	
新宿区早稲田鶴巻町五四三番地七 NSビル二階	特定非営利活動法人ADDS 理事 熊 仁美			令和元年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

（説明）

令和元年十二月一日から、新たに江戸川区発達相談・支援センターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。